

2020年9月2日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京消費者団体連絡センター

代表委員

NPO 法人東京都地域婦人団体連盟 谷茂岡 正子

主婦連合会 柿本 章子

東京都地域消費者団体連絡会 長谷川 陽子

新日本婦人の会東京都本部 岡林 菜緒子

東京都生活協同組合連合会 秋山 純

多摩のくらしを考えるコンシューマーズ

・ネットワーク 五十嵐ちづ子

事務局長 小浦 道子

2021年度東京都予算に対する要望

日頃より消費者団体の活動にご理解とご協力を頂き、お礼申し上げます。

東京都におかれましては、都民の消費生活の安定と向上のために、消費者行政をはじめとして、さまざまな分野での施策を積極的に展開・推進されご尽力されていますことに敬意を表します。

今年度も不適正な取引行為を行う事業者の取締り強化や成年年齢引下げを見据えた消費者教育の推進、食品ロス削減推進計画の策定、プラスチックごみの3R推進等、様々な施策に取り組んでいただいております。しかし、コロナ禍における経済社会の停滞は個人生活への影響も大きく、失業者の増加や収入減による貧困問題がより深刻になってきています。また、食品表示法改正やエネルギー問題など消費者を取り巻く社会状況が大きく変化していることから、消費者のいのちと暮らしを守り、消費者の権利を確立するために活動している団体として、2021年度に取り組んでいただきたい施策について申し述べさせていただきます。

I 消費者行政の充実・強化について

1. 悪質な事業者への対応強化をさらに進めてください。

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大の中、消費者の不安や情報不足に便乗した悪質な消費者被害が多く発生しています。都民に対する注意喚起と悪質事業者の取締りを強化してください。
- (2) 『お試し無料』が実は高額な定期購入だった」という消費生活相談が増えています。国において特定商取引法改正に向けての検討が進んでいますが、消費者被害防止の対策として事業者に対して消費者に誤認を与えない、わかりやすい表示の指導に取り組んでください。都民に対してはSNSや広報誌、テレビ・ラジオなどを通し注意喚起を行ってください。

2. 成年年齢引き下げによる消費者被害防止に向けた消費者教育を確実に推進してください。

民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられるまで2年を切りました。昨年度、消費者教育推進校として指定した高等学校での実績をいかし都立及び私立の高等学校で消費者教育・啓発を確実に推進してください。また、高等学校や専門学校、大学と連携して「Web版消費者読本」の活用を進めてください。

3. 区市町村の相談体制の充実のための支援をお願いします。

私どもと東京都生協連消費者行政連絡会と共同で行っている53区市町村消費者行政調査によると消費生活相談員の確保に苦心している区市町村があることがわかりました。どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるためには相談体制の整備が必要です。都として相談員確保と研修機会の確保に向け支援を進めてください。

4. センターオブセンターとしての東京都消費生活総合センターの機能強化を推進してください。

- (1) 地方消費者行政の意義の理解促進と地域の状況にあった政策が図られるよう地方消費者行政担当職員への研修をさらに充実させてください。
- (2) 多摩消費生活センターは多摩地域の消費者・消費者団体にとって大切な活動の場となっています。また、消費者教育の拠点としての機能をさらに発揮し活性化するよう推進してください。

5. 東京都消費者月間事業の充実・発展と、消費者団体との協働や活動支援を推進してください。

- (1) 消費者意識の啓発、消費者団体相互の連携強化、消費者・事業者・行政の協働の推進のために、東京都消費者月間事業の果たしている役割は大きく、引き続きその充実と発展を推進してください。あわせて財政措置が減らされないことがないよう対応してください。
- (2) 高齢化や財政面で課題を抱えている消費者団体が増えていますが、消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与する様々な取組を展開しています。持続可能な消費者活動を考え、消費者団体への活動支援や消費者団体との協働を進めてください。
- (3) ウィズコロナ社会において新しい生活様式・行動様式が求められています。消費者団体の活動においても公共の会議室では少人数での活動しかできず、学習会をオンラインで開催することを考えはじめています。しかし、東京都消費者教育協働事業の規約に「オンライン開催」の場合の規定がないため、講師謝礼補助の対象外となっており財政的に苦しい消費者団体の活動が制約される結果となっています。新しい生活・行動様式に合わせたオンライン形式の学習会など新しい消費者活動に対する支援が受けられるように早急に規約を見直してください。

6. 国による地方消費者行政への財政支援の継続を要請してください。

地方消費者行政強化交付金は自治体にとって使い勝手が悪く活用が進んでいません。地方消費者行政の充実・強化を謳う国の地方消費者行政強化作戦の施策に対する予算は地域の実情に合わせた予算措置が必要だと考えます。2021年度以降も地方消費者行政予算の

財政措置が継続され、地域の実情に合わせた予算措置となるよう国に対して働きかけてください。

II 食の安全・安心確保について

1. 消費者の商品選択に資する表示を推進してください。

ゲノム編集技術によって開発された食品の安全性に関して消費者の納得は十分に得られていません。消費者の選択の権利を保障するためには「ゲノム編集技術応用による商品」であるという表示が欠かせません。国は届け出がなされた内容の一部を公表していますが、その実効性は確かではありません。「ゲノム編集技術応用による食品」であることを表示するためには届出制度の義務化が必要です。届出制度の義務化を国に働きかけるとともに、東京都の条例改正を検討することを求めます。

2. 食品ロス削減対策を事業者、都民とともに進めてください。

2030年までの食品ロスの削減に向け東京都食品ロス削減パートナーシップ会議の開催やフードパントリーの推進、「東京都食育推進計画」による都民への啓発など関係部局で取り組んでいます。目標達成に向けて事業者へ一層の協力を呼び掛け、さらに多くの都民とともに取り組んでいけるように広報・啓発を進めてください。

3. 持続可能な都市農業の確保を進めてください。

生産緑地の2022年問題に対処するために、国は都市農地の貸借の円滑化に関する法律を2018年9月に施行しています。都市農業は、都民に地元産の新鮮な野菜などを供給するだけでなく、防災空間や緑地空間など多様な機能を持っています。農業従事者の高齢化が進展する中、この法律を活用して持続可能な都市農業の確保を進めてください。

III 子供や高齢者、若者など全世代への貧困対策を進めてください。

- (1) コロナウィルス感染症が続く中、貧困問題が深刻になった家庭にとってフードパントリーは、欠かせない仕組みとなっています。事業の主体である区市町村の状況に応じた支援として福祉推進の包括補助事業を継続してください。
- (2) 子ども食堂は、生活困窮者のみでなく子どもやおとなの居場所、学習支援の場にもなっています。2020年度は「子供の居場所創設事業」や「子供食堂推進事業」として予算を執行していますが、活用する申請手続きの簡素化を図りより使いやすい仕組みを考えてください。

IV 都民の安全・安心なくらしの確保と持続可能な社会づくりに向けて

1. 首都直下地震への備えや近年多発する局地的集中豪雨や台風などによる被害に対する備えをより強化するとともに、都民の防災意識の向上を図ってください。

令和2年7月豪雨でも、ハザードマップの認識の重要性が再確認されました。都は治水対

策に取り組んでいますが、都民に対してハザードマップを基に隣接区への避難や垂直避難など地域ごとに適正な避難方法を含む防災意識の啓発、向上を図ってください。

2. 避難所での感染拡大防止対策や避難の在り方についての施策を強化してください

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中での大規模災害発生時の対応として、避難所での感染拡大防止が喫緊の課題となっています。避難所での感染拡大防止対策や避難のあり方についての施策を強化してください。また、高齢者や子供、障がいのある方などへ配慮した避難所の在り方を見直してください。

3. スマートエネルギー都市の実現を目指した都市エネルギー施策の推進と、区市町村のスマートエネルギー化を支援し持続可能な社会づくりに向けて積極的な取組みをすすめてください。

東京都の環境基本計画で2030年に向けた温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーによる電気利用割合を高める目標などの達成のため東京都は「スマートエネルギー都市行動計画」に取り組んでいます。この計画の進捗状況の報告として都のホームページでエネルギーシフトの見える化を図ってください。再生可能エネルギーの拡大や原子力発電に依存しない持続可能な社会を実現させるためにも資すると思えます。

4. 都立病院が地方独立行政法人に移行しても医療の質は確保してください。

都では、高齢化の急速な進展など医療を取り巻く環境が大きく変わる中でも、引き続き行政的医療の充実への貢献など、都立病院が担うべき役割を安定的に果たし続けていくために令和4年度を目途に都立病院、公社病院を一体的に地方独立行政法人化へ移行するとしています。すでに独法化を実施している国や地方自治体では、「経営の効率化を優先するあまり医療内容の質が低下した」と言われているところがあるようです。ついては、都においては、目標に掲げている「医療の充実」を確実に行っていただくよう留意してください。

5. プラスチック削減の対策を進めてください。

- (1) 2019年10月、東京都廃棄物審議会において「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について最終答申」が出されました。プラスチック製品のリサイクルの推進や再生プラスチック、植物由来素材の利用促進、使い捨てプラスチックの削減を事業者、消費者と連携して推進してください。
- (2) 要望していたマイボトルに給水できる常設の給水機と水飲み場が都内で広まっていることは歓迎できます。ホームページに掲載しているマップを都民に知らせる工夫をしてください。

6. 東京都の水道事業の民営化（コンセッション）はするべきではありません。

2020年度の要望に対する都の対応として「水道法改正の趣旨を踏まえ、外部有識者の意見も聴きながら、様々な観点から、更なる基盤強化に取り組む」との回答がありました。今後、都の水道事業のあり方を検討するにあたっては外部有識者だけでなく広く都民の意

見も聴いてください。すでに水道事業の民営化を決めた地方自治体では住民の反対運動が起きているそうです。都民の理解がないまま民営化の検討を進めないでください。海外での失敗例を踏まえると東京都の水道事業の民営化（コンセッション）はするべきでないと考えますので再要望します。

7. 東京にカジノを含む統合型リゾート（IR）を誘致しないでください。

2019年10月、東京臨海部の開発プランとして公表された「東京ベイエリアビジョン」（仮称）の最終提案書では、青海地区を含むエリアをカジノを含むIR誘致の検討対象とするとなりました。しかし、カジノは賭博です。カジノを誘致することでギャンブル依存症になる人が増え、その家族も不幸になります。また、治安が悪化することも考えられます。ウィズコロナという新しい生活様式が求められる中、密閉・密室・密接という三蜜の環境を作るカジノは時代に合わないビジネスといえます。

古き伝統と新しい文化の双方が楽しめる魅力的な都市である東京にカジノを含むIRを誘致しないでください。

8. 東日本大震災の復興のため、被災地・被災者・福島支援の取組みを引き続き進めてください。

東日本大震災から9年半余りになりました。都内に避難している被災者に対して自立支援の継続や、就労対策、住宅の供与期間の延長措置等を引き続き進めてください。避難者が地域の中で孤立することなく受け入れられるように区市町村と連携した施策を図ってください。

以上